

支障除去対策工の概要

(1) 雨水浸透防止対策

雨水浸透がガスの発生要因となることから、雨水浸透防止対策を行う。

対策工	内容
表面整形・場内雨水排水溝設置	場内を整形し、排水勾配を2.0～3.0%にし、場内に設置する雨水排水溝に雨水を導水し、速やかに雨水排水を行い、廃棄物層への雨水の浸透を防止する。(処分場の境界の高さは現状維持、盛土層は、30cm～1mを予定している。)
雨水排水溝設置	北側町道側に時間降雨70mmに対応する側溝(概ねw1000mm×h1000mm)を設置し(一部管渠)、自然流下で農道側排水路に排水する。
多機能性覆土	廃棄物層との境界面で100ppm以上の硫化水素が確認されている地点に酸化鉄と活性炭の吸着層、雨水浸透防止層、植栽層の三層による覆土を行い、内部から押しあげられたガスを吸着し、放散を防止する。(高さは75cmを予定している。)

(2) 浸出水拡散防止対策

処分場内の廃棄物は「有害産業廃棄物」に該当する汚染状況は認められないが、鉛が土壤含有量基準を超えて検出されている。処分場内の保有水では、一部地下水等検査項目基準や地下水環境基準を超えて検出されている地点もみられるため、周辺地下水を汚染することがないように浸出水拡散防止対策を実施する。

対策工	内容
遮水壁	遮水性のあるソイルセメントなどによる地中連続壁を地下水の流れの下流側である処分場東側及び北側(延長600m)に難透水層(深さ20m程度)まで設置し、浸出水の拡散を防止するとともに汚染された保有水を浄化壁へ導水する。
透過性反応浄化壁	<p>浄化材(黒ぼく土又は活性炭)と砕石をベースとした2種類の透過性反応浄化壁を処分場入口付近に設置し、浄化壁を通過するときに浄化材により汚染物質を吸着・浄化し、地下水環境基準以下の地下水として外部に流出させる。</p> <p>浄化壁は、直径1.5mの円柱の浄化壁を20mまで2列設置し、その前の方に、流速が早い浅層5mまでのところに幅1mの2種類の浄化壁をそれぞれトレンチタイプ(帯状の溝)に2列ずつ設置する。(延長はそれぞれ74m)</p>
暗渠ドレーン・表面導水路	遮水壁設置により大雨時に埋立地内部の地下水位が上昇し、浸出水が越流することが懸念されることから、暗渠ドレーンを遮水壁内側上部に設置するとともに浄化壁の前面に表面導水路を設置し、地下水が上昇したときに浄化壁まで地下水を導いて水位の上昇や越流を防止する。浄化壁の後側にも暗渠ドレーンを設置し、一定の流速が保たれるようにして越流を防止する。
モニタリング孔設置	地下水位と地下水水質、浄化壁の効果をモニタリングするために設置する。